



今月の言葉

読書百遍 ～どくしょひゃっぺん

何度も繰り返して書物を読めば、意味は自然にわかるようになる。
何度もていねいにゆっくり読むべきことをいう。

～情報の流れは日々加速し、私たちが必要とする以上の量が溢れているばかりか、簡単に手に入るようになりました。その中で、私たちは取捨選択をしながら、常にスピード感のある判断を求められていると、全てを急ぎ、焦って物事を捉え、進めようとしがちです。こんな時代だからこそじっくり知識の定着をはかる時間も必要かもしれません。夜の長い秋ですね。

Photo by Yoko K.

10月24日付官報第4203号（法務省告示第543号、第544号）において、仙台法務局を含む41庁が新たに不動産登記オンライン指定庁として指定されました。運用開始は11月28日（月）です。以前のこのニュースでも取り上げていますが、不動産登記においてオンラインによる手続が主流になるにはまだまだ時間がかかると思います。さしあたっての重要なポイントは登記済証（権利証）が作られないということ、です。具体的にはまたこのニュースで。

紙から電磁的記録へ、モノから情報へ。

この変化に対応できるように常にアンテナを張っていききたいものです。

司法書士・行政書士 門田 修

10月26日の参議院本会議で「労働安全衛生法」「労災関係」「労働時間等設定改善法」の改正が可決成立しました。

「労働安全衛生法」では、○製造業等の下請混在作業場所での労働災害防止のため、作業間の連絡調整の義務化、○化学物質等の製造設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置を義務化、○健康診断実施後の措置として、(1)医師の意見を衛生委員会等へ報告すること、(2)特殊健康診断の労働者への結果通知を義務化、○医師の面接指導の制度化など、労災関係では、通勤災害の適用範囲の拡大と、有期事業のメリット幅の拡大（35%→40%）が改正されました。

また、所謂「時短促進法」は「労働時間等設定改善法」として成立し、労働時間、休日、年次有給休暇などの改善に関して国や事業主の義務や努力義務が明確になりました。

労働関係法令は、経済、社会情勢の変化によって日々変化していきます。改正の背景や意図するところを正確に理解、把握し、事業経営のプラスになるように運用を進めていきたいものです。

社会保険労務士 門田陽子



特集：不動産登記法

～オンライン申請(仙台法務局:平成17年11月28日)に向けて

改正不動産登記法が平成17年3月7日から施行されたことは以前のニュースでもお伝えしたところですが、その具体的内容についてシリーズでお話をしています。

◇第6回【権利証がなくなる?! vol.4】

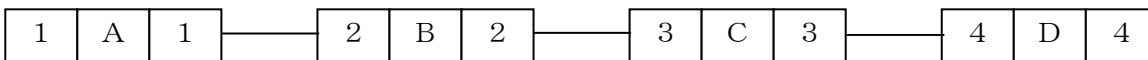
前号のニュースで出た“登記識別情報”ってどういうものでしょうか？
参考までに、条文を見てみると、

■不動産登記法第2条14号
第22条本文の規定により登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であつて、登記名義人を識別することができるものをいう。

ん？まだよくわかりませんね。

■不動産登記法規則第61条
登記識別情報はアラビア数字その他の符号の組合せにより、不動産及び登記名義人となった申請人ごとに定める。

具体的になってきましたね。つまりこのような感じです。



新登記名義人には、この登記識別情報をA4版の用紙にこの数字とアルファベットの文字列を印刷し、シールで目隠しして、法務局から渡されることになるのです。そして、次の機会に自分が登記名義人として登記申請を行う際には、この登記識別情報の用紙の写し等を添付して申請するということになります。

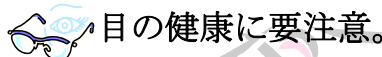
東北電力サービス残業調査～過去2年間全社員対象

東北電力は10月13日、賃金不払い 残業の実態を調べるため、過去2年に遡って勤務記録と勤務実態とずれの有無を確認する社内調査を11月から実施することを発表しました。対象は期間中に勤務した全社員約1万3000人。サービス残業があった場合は不払い分の賃金を支払うということです。

東北電力では、本年度、本店など2カ所では出勤時刻を正確に把握する手法の検討など、労働時間管理について労働基準監督署の指導を受けたため、指導を踏まえて勤務記録と職場の施錠データなどを照合する1カ月分の抽出調査を実施。本店は約20%、他部署は約0.1%でずれがあることが半明したため全社規模の調査を決めたものです。勤務記録と、パソコンのファイル作成記録や電子メールの送信記録などの照合作業を社員が行う形で調査し、上司との面談を経て労働時間を確定させる作業をはじめます。

電力会社のサービス残業では、03年ごろから社内調査を踏まえて賃金の精算を行う例が続き、中部電力は約6.5億円、東京電力が約6.9億円、関西電力が2.3億円を支払っています。東北電力は、調査と並行して労働時間管理の見直しに取り組む方針で、「労使の協議機関や社員相談窓口の設置なども検討する」(人財部)としています。

健康ワンポイント講座 VOL.11



秋の夜長に読書のしすぎで目が疲れていませんか？眼精疲労の症状が悪化すると頭痛、肩こり、はきけやめまいをもよおすこともあります。

本を読むときは、30センチくらい目を離しましょう。パソコン使用のときは、50分ごとに10分ほど、目を休めることを習慣にしましょう。

「季節の健康」より

Kadota office.com 2005.11 #発行：2005年11月1日 #編集・構成：Kadota-Office

編集後記：



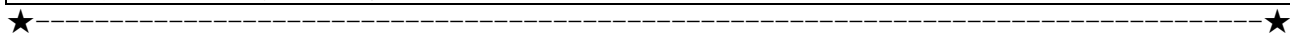
福島県西郷村の燃えるような紅葉...2004.11撮影

今年も残すところあと2ヶ月となりましたね。カレンダーも手帳も残りが薄くなって、そろそろ来年のものを用意しなければ、と思っています。

紅葉が遅れているといったニュースや灯油高ということもあり、この冬はどうなるのだろうかという心配もありますが、年末に向け、寒さも厳しくなりますし、仕事も忙しくなりますし、また忘年会シーズンということもあり、体調が崩れやすくなりやすい時期かと思えます。私も“体調管理も仕事のひとつ”と思いつつも、自分の中の甘い言葉に誘われて、つつい暴飲暴食&不規則な生活に走りがちです。

“自分に厳しく”をモットーに、この冬を乗り越えてみたいと思っています。

皆さんも自己管理には十分ご配慮ください。季節の変わり目くれぐれもご自愛ください。



発行：門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL:022-271-6751 FAX: 022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

✉ 門田修宛: osamu.k@kadota-office.com ✉ 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

✍ 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> ✍ 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

